

横浜薬科大学大学院

研究科委員会規程

(設置)

第1条 横浜薬科大学大学院に、研究科委員会を置く。

(構成)

第2条 研究科委員会は、研究科長以下の専任の教授をもって構成する。

2 学園総長、学園副総長、学長、副学長及び学長補佐は、必要に応じ研究科委員会に出席することができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(議長)

第3条 研究科委員会は、学長または研究科長が招集する。

2 研究科委員会に議長を置き、研究科長または学長が指名した者をもって充てる。やむを得ない場合、あらかじめ研究科長の指名する構成員をもって議長に充てる。

(議決)

第4条 研究科委員会は構成員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 研究科委員会の議事は、出席した構成員の3分の2以上の賛成で決する。

(審議事項)

第5条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 院生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 院生の再入学、転入学、休学、復学、退学、満期退学、除籍、転学および留学に関すること。

(4) 教育課程に関すること。

(5) 教員の資格審査に関すること。

(6) 学則及び諸規程に関すること。

- (7) 研究に関すること。
 - (8) 学位論文の審査に関すること。
 - (9) その他、重要な事項に関すること。
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議するとともに学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(論文審査委員会)

第6条 学位論文を審査するため、研究科委員会に論文審査委員会を置く。

- 2 大学院学則に規定する構成員をもって論文を審査し、その結果を研究科委員会に報告するものとする。

(議事録)

第7条 議長は、研究科委員会の開催の場所および日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

(改正及び廃止)

第8条 この規程の改正及び廃止は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。